

# さんしん 相続あんしん 定期預金

相続について  
考えてみませんか？

いざという時に  
あらかじめご指定いただいた方に、  
ご指定いただいたご預金※を  
お支払いする定期預金です。

※お預入金額は、10万円以上300万円以内(1円単位)です。

## 契約時

贈与者



死因贈与契約

定期預金契約

さんしん

受贈者



※贈与者・受給者・  
当金庫で「死因贈与  
契約」を締結  
※贈与者名義で定  
期預金を契約(最高  
300万円証書式期  
間1年元金継続型)

## 支払時

贈与者

相続開始



さんしん

受贈者



定期預金  
払戻請求

受贈者の請求  
により定期預  
金をお支払い  
払戻金は受贈  
者の当金庫普  
通預金へ入金

## ご利用 いただける方

- ・ 贈与者・受贈者双方が当金庫普通預金口座をお持ちで、ご契約時にご両者と面談の上、ご契約が可能な方。
- ・ 日本国籍を有している満20歳以上の個人のお客様

## 契約時 必要書類

- ・ 本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証等)
- ・ ご印鑑(贈与者・受贈者お二人分)
- ・ 戸籍謄本(6ヶ月以内)※受贈者が贈与者の推定相続人であると確認できるもの

## 諸経費

- ・ 収入印紙代：200円
- ・ 申込、変更手数料：10,800円(消費税込)

## 「さんしん 相続あんしん定期預金」

項目	内容
ご利用いただける方	・贈与者・受贈者双方が当金庫普通預金口座をお持ちで、ご契約時にご両者と面談の上、ご契約が可能な方 ・日本国籍を有している満20歳以上の個人のお客さま
お預け入れ金額	10万円以上300万円以内（1円単位）
契約時必要書類	① 本人確認書類 ② お届け印(贈与者・受贈者お二人分) ③ 戸籍謄本(6ヶ月以内) ※受贈者が贈与者の推定相続人であると確認できるもの
適用金利	・店頭表示金利(スーパー定期預金金利) ・1年毎の元金継続とし、利息は贈与者の普通預金へ入金となります ※満期継続後の適用利率は継続日当日の店頭表示利率となります ※中途解約の場合は所定の中途解約利率が適用されます
定期預金種類	スーパー定期預金(元金継続)
お預け入れ期間	1年(自動継続)
マル優のお取扱い	マル優のお取扱いが可能です
預金保険の適用	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)
諸経費	・収入印紙代 200円 ・申込・変更手数料 10,800円(消費税込)
払戻時必要書類等	・本人確認書類 ・贈与者の相続開始を確認できる書類(除籍謄本・死亡診断書等) ・相続あんしん定期預金証書 ・お届け印(受贈者)
その他	・贈与者一人につき一契約とします ・証書式のみのお取扱いとなります(総合口座組入は不可) ・当金庫が贈与者の相続の開始を確認した際は、受贈者に対して事実確認をし、受贈者の申し出による定期預金の払戻をしたことにより本サービスは終了します ・受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合、本契約は効力を失い、定期預金の払戻により本サービスは終了します

(注意)死因贈与により受取った預金等は相続財産となります。  
詳しくは、弁護士、税理士等の専門家にご相談下さい。